江南広報

発行所　江南村役場
電話（21）—2302
発行人　杉田武喜
印刷所　秀英舎印刷

住民登録による人口のうごき
（41.11.1）

人口	7,626
男	3,790
女	3,836
世帯数	1,497

十一月のメモ

一日　文化財保護強調週間
第二十回働く年少者の保護運動（十日まで）
三日　文化の日
全日本レスリング選手権大会（七日まで飯能市）
八日　立冬
九日　全日本六人制バレーボール総合男子選手権大会
十日　第十四回手足の不自由な子どもを育てる巡動（十二月十日まで）
十一日　全日本フィフル選手権大会（十三日まで朝霞市）
秋の全国火災予防運動（十二月二日まで）
二十一日　勤労感謝の日
二十三日

40年度 決算の公表

一般会計　七百二十三万余円の繰越

昭和四十年度村一般会計ならびに国保特別会計、南北簡易水道特別会計決算は、九月二十日開会の村議会の認定に付するため提出いたしましたが、保留いたされましたので、ただちに再検討のうえきたるべき議会に対して再提出して、認定を求めたいと思っております。

自治法に「村長は決算をその議会の認定に付するとともにこれを公表すること」に定められておりますので、ここに公表いたす次第です。

一、一般会計決算の総括説明

四十年度中に実施した事業は

1、役場庁舎建設および移転
2、合併十周年式典
3、道路改良事業
(イ)御正新田北郷内(ロ)小江川地内(ハ)野原丸山前(ニ)下抑切地内(ホ)三本地内村道舗装(ヘ)その他小地域改良十カ所
4、教育施設関係
(イ)南小講堂塗装(ロ)中学校々舎室内照明電気施設(ハ)中学校生徒用自転車置場新設
5、厚生衛生関係
(イ)住民いっせい検診(ロ)健康相談室の設置(ハ)各種予防注射(ニ)各福祉団体育成強化
6、産業関係
(イ)各種病害虫防除事業(ロ)農業近代化事業の奨励および近代化資金利子補給(ハ)各農事開発団体育成強化
7、工業開発事業
(イ)農業高校教育センター用地買収に協力
8、村有土地（保安林その他）の売却は、計画または買収申しいれのつど村議会の議決を経て、四十年度中売却総面積五万八千百四十九平方メ（五町八反六畝十歩）、この代金一千四百二十四万五千三百十四円を全額収入いたしました。

以上は実施事業中主要項目を掲げましたが、さらに数字的に決算額を掲げますと、うえの表のとおりです。

昭和40年度一般会計の決算

歳入　　歳出（単位円）

区分	収入額	区分	支出額
村税	26,929,051	議会費	4,775,251
地方交付税	43,951,000	総務費	52,806,653
分担金・負担金	28,131	民生費	2,161,168
使用料・手数料	1,317,265	衛生費	3,403,770
国庫支出金	2,186,446	農林水産業費	7,625,870
県支出金	1,829,399	商工費	501,230
財産収入	24,641,835	土木費	15,252,749
寄附金	50,000	消防費	1,353,014
繰入金	1,000,000	教育費	18,365,054
繰越金	5,542,298	公債費	2,613,986
諸収入	801,376	諸支出金	483,507
村債	8,300,000		
歳入合計	116,576,801	歳出合計	109,342,252

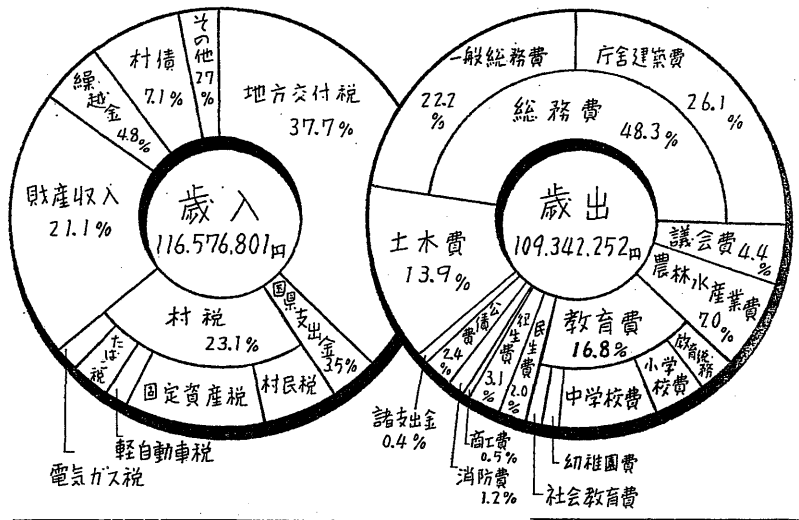

農業委員会会長に 杉田武喜氏を選任

前農業委員会会長の松本芳治氏が、去る九月二十日委員の職を辞任されましたので、その後任として杉田氏が議会より推せんされて先般の農業委員会において、会長に選任されました。

教育委員に 柴益次郎氏新任

吉田竹次郎氏の任期満了に伴なう教育委員の選任について、杉田村長は九月二十日村議会の同意を得て、十月一日大字柴一五〇番地柴益次郎氏を教育委員に任命しました。

教委委員長に 塚田永憲氏

教育委員会では、九月三十日をもって任期満了になった吉田前委員長の後任として職務代理の塚田永憲氏を、職務代理には野口理一氏をそれぞれ選任いたしました。

塚田新委員長は昭和三十八年三月教育委員となり、昭和三十九年十月職務代理に選任され今日におよんでおります。

村民の負担額

◎村費の負担額（単位円）

種別	支出額	単位	負担額
小学校費	4,781,384	児童1人当り	5,502
中学校費	8,850,602	生徒1人当り	15,155
幼稚園費	1,511,758	園児1人当り	12,714
民生費	2,161,168	一世帯当り	1,444
衛生費	3,403,770	一世帯当り	2,274
農林水産業費	7,625,870	一農家当り	7,454
消防費	1,353,014	一世帯当り	904
商工費	501,230	一事業所当り	2,227

◎村民の負担額（単位円）

種別	税額	一世帯当り負担額
村民税	6,882,255	4,597
固定資産税	12,250,782	8,184
軽自動車税	2,008,990	1,342
たばこ消費税	3,712,250	2,480
電気ガス税	2,074,774	1,386
合計	26,929,051	17,989

村道 療養所線の舗装工事きまる

わが国の産業経済の急速な発展に伴ない、市町村道整備五カ年計画が定められました。

本村も、主要幹線道路の改良工事および舗装新設工事の道路整備五カ年計画を策定し、道路整備のいっそうの充実をはからなければなりませんので、国ならびに県当局へ事業実施について強く要望いたしてまいりました。

幸いにして、国ならびに県当局の深い理解により、大字板井地内療養所線中、県道深谷東松山線十字路を起点とし、本年度延長約六三〇メ、総事業費一百万円、うち五割の国庫補助事業として舗装新設工事が施工されることになりました。

事業実施については関係地区のみなさま方村のみなさんのご協力を心からお願い申し上げます。

なお、今後とも本事業継続実施について、関係当局へ要望いたしてまいります。

国民健康保険特別会計

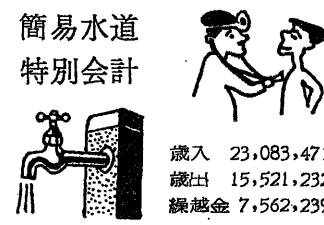

歳入　23,083,471円
歳出　15,521,232円
繰越金　7,562,239円

簡易水道特別会計

◎南部
歳入　6,912,548円
歳出　6,315,190円
繰越金　597,358円

◎北部
歳入　3,386,725円
歳出　2,516,799円
繰越金　869,926円

農業構造改善事業とは
—豊かな農業経営に—

農業と、他産業との経済発展の開きが大きくなり、ますます農業が立ち遅れるばかりである現在、なんとか資本投資し、農業構造を改善して十アール当りの所得を増大すべく、一作目における労働力の節減をはかり、その地区の特産作目を重視し、規模拡大をはかって生産性の向上ができるようにすべく、農業の基本法が制定された次第です。

この事業はこれまでになかった画期的なものといわれ、全国市町村に対し五割（土地基盤整備事業では七割）という補助率の高い国庫補助をして、農業改善事業を三年間にわたって実施し、農業収入のみで他産業で働く人と同じくらいの生活ができる自立経営農家を育成しようというものです。

そこで構造改善事業で行なえる事業にはつぎの種類があり、大別しますと、土地基盤整備事業と経営近代化施設事業となります。

1、土地および水に関する整備事業（圃場および農道の整備、かんがい排水施設の新設改良）
2、用地の造成事業（農地造成、草地造成など）
3、農業機械および家畜の導入事業。
4、近代的農業生産管理施設（農産物飼料などの生産、収かく、調製、乾燥、貯蔵などの施設および家畜の飼養管理施設）
5、近代的流通加工施設（農産物の選別出荷、処理加工、販売改善などの施設となり、各種の必要事業が相互に関連しあいながら、総合的に組み立てられることになります。）

以上これらの事業は、生産性の高い近代的な大規模農法を展開することのできる農業機械や、農業施設の整備であり、これの運営を対称的に進めるための大圃場、集団的圃場整備事業です。

つきましては、本村としても皆さんの要望なされる適地適産の構造改善事業を、いかに取り扱うべきかは今後考えていただかなければならない重要課題でありますので、概略をお知らせいたしました。

自衛隊員の父兄会結成

国の平和と独立を守り、防衛の任にあたり、また公共の秩序維持にもあたる自衛官の任務に対し、これが精神的うしろだてとなり、服務を激励べんたつすることとそ父兄の任務と考えられます。

そこで十月二日父兄会を結成いたしました。現在本村の在隊者は十四名ですが、今後なお増加の予定です。（敬称略）

会長　滝田正雄
副会長　杉田五郎
賛助会員　九名
相談員　三名

江南村の若人へ

活躍するなら自衛隊です
若いエネルギーが思いきり生かせます
自衛隊は若人の活躍の場所
平和を守る大きな任務のもとに健康な充実した生活があります
使命に生きる喜びがあります
いま隊員募集中です
胸をはって志願してください

（相談員）

届出証明を限定
失業遺族失紛

各警察署でいままで発行してきました各種の遺失紛失届出証明書は、その事実を確認することが困難であり、単なる届出だけの形式的な証明にすぎないものもありいろいろの弊害が予想されます。

さらに、申請者の手数をはぶき警察事務の合理化の面からも法令などの規定によってその証明がなければ請求付できない特別のものを除き、発行しないことになりましたからご承知ください。

なお、遺失紛失届出について調査の必要があるときは、関係警察署遺失物係（会計）に電話で照会してくだされば、届出受理年月日、届出内容、その他必要事項について回答いたします。

証明書の発行されるもの

1、恩給証書
2、沖縄米民政府高等弁務官発行の日本渡航証明書
3、内閣総理大臣発給の身分証明書
4、外国人登録証明書
5、仮放免許許可書
6、在留特別許可書
7、旅券
8、雑損控除の対象となる物件
9、有価証券（公示催告の場合）（熊谷警察署）

高血圧の人はご用心！
寒さが大敵

血圧の高い人には、要注意の季節となりました。ことに動脈硬化症のかたは十分用心しましょう。そうしたかたは次の十項目を守って、寒い冬を無事に過ごしてください。

①急に寒い戸外へ出ないこと、健康のためといって寒いのに朝散歩するとか、手足の屈伸運動をすることなどは避けましょう。
②冷い水で洗面したり、洗髪するのをやめること。お湯を使ってください。
③脱衣場や便所などもできるだけ暖かくしておきましょう。
④夜中に便所におきるとき、ついねむけのため、うす着で用をたしますが、これはぜひ慎むこと。
⑤便秘をしないように気をつける。
⑥食べすぎない。いつも腹八分目ぐらいにしておく。
⑦良質のたん白質をとること。とり肉、牛肉、豚のヒレ肉、大豆や大豆製品がよい。
⑧味はうす味にする。塩からいもの、とうがらしなどの刺激物はできるだけさけることです。
⑨いつも静かな生活を保つことが大切。むやみにおこったり、いらいらしてはいけません。
⑩急に走ったり、急に起き上ったりすることはいけません。急激な動作は禁物です。

七つの祝い
十二月十五日

例年行なわれております「七つの祝い」が近づいてまいりました来年小学校へ入学される お子様の晴れの祝いです。

どこのご家庭でも、すでに心待ちしておることと思いますが、本年も十二月十五日、江南中学校体育館で行なう予定です。

かぜなどをひかない元気な姿で参加されますようお願いします。

国民健康保険

実現する七割給付

一月から家族全員に適用

皆さんがすでに新聞、テレビなどでご承知のことと思いますが、昭和四十三年一月一日から家族全員の七割給付（患者が受診したとき三割支払う）を実施しなければならないことに、法律で定められます。

これにさきがけ本村では、国民健康保険加入者の福利を増進し、他の保険の給付率に近づけるためにも、できるだけ早く実施したいという趣旨のもとに、九月三十日の議会において条例を一部改正し昭和四十二年一月一日から実施することに決定いたしました。

ですから、皆さんが病気やけがなどで診察をうけた場合、いままでは世帯主だけが三割、ほかの家族は五割の負担金を支払ってきたわけですが、一月一日からは、家族全員が三割だけを支払えばよいことになります。

また、このために増加する国民健康保険会計の費用については、その四分の三を国の補助金、残りの四分の一を皆さんの保険税でまかなうことになっております。

くわしいことについては、毎戸パンフレットを配布する予定です。

移動があったらすぐ届け出を

皆さんの家族で、退職・社会保険に加入、離脱したりまたは転入、転出などをしたかたはおられませんか。そうしたかたで、まだ届け出がされていないかたは、至急係りまで申し出てください。

届け出に必要なもの

保険証と印かん（社会保険に加入の場合は、会社の保険証も持参してください。）

届け出をしないと税金を会社と国民健康保険の二重に支払うようになったり、また社会保険を離脱のままでいますと、急病のとき、問にあわないことにもなりかねます。こうした移動がありましたらすぐ届け出てください。

なお、国民健康保険のことでご不明の点がありましたら、各字の運営委員か、役場の係りまでお申し出ください。

盛大だった 村民体育祭

（なごやかなアベック二人三脚）

秋晴れの十月十日、今年から新たに国民の祝日「体育の日」に指定されたこのよき日に、本村第一回村民体育祭が開催されました。

特に本年は、村議会をはじめ村内各種団体後援によるもので、競技種目も昨年より多くとり入れ、審判に中学生の応援を受けるなどきわめて盛大に催すことができました。記録の上からも好成績をあげ、埼玉国体近づけりの感が十分発揮したものと思われます。

お骨折りかけた役員、ならびに参加していただいた皆さんに厚く感謝申し上げるとともに、今後いっそう体育向上のためご協力ください。

人権擁護委員とは

近ごろ人権問題とか、人権侵害あるいは人権じゅうりんという言葉が新聞、雑誌などによく見受けられます。このことは、わたくしたちの人権が侵されることが多いということができると同時に、人権について強い関心を持ってきたことを示すものということもできます。

人権とは、日本国憲法の国民の権利義務の章に、基本的人権と規定されているものをさしています。この基本的人権には、いろいろの内容の自由とか権利義務とかがもられていますが、要約すれば、わたくしたちが日常において、幸福な生活を営むのに必要な人間としての権利だということができます。この大切な人権は、国民各自が擁護し尊重しあわなければならないことはいうまでもありませんが、封建的な意識や慣習、迷信などによって意識的、無意識的に人権を侵害し、また無視されることなどがわたくしたちの日常生活のなかにしばしば生ずるものです。このようななかにあって人権が侵害されることのないよう監守するものが必要であり、そのためにできたものが人権擁護委員の制度です。

人権擁護委員は、市町村の住民のなかで人格識見高く、広く社会の実状に通じ、人権擁護について最も理解ある人を村長が議会の意見を聞いて法務大臣に推せんし、法務大臣が任命したものです。このようにして任命された委員は、国民の基本的人権が侵されることのないよう監視し、もしこれが侵された場合には、その救助のためすみやかに適切な処置をとるとともに常に自由人権思想の普及高揚に努めなければならない使命をもっております。またこの任務を行なうについては、特にその人の秘密を守り、差別的、優先的な取扱いをしてはなりません。あくまでも公平な立場になって熱心に人権を守ってくれます。

例えば、

1、村の人やある団体から仲間はずれにされたり
2、お祭りなどの寄付を強制されたり
3、悪い因習によって自由を拘束されたり
4、顔役や暴力団におどされたりしたなどのおそれがある時、その他困る問題が生じたときは、遠慮や立ち入りすることなく熊谷法務局または所在地の人権擁護委員に相談してください。

口頭でも書面でも差しつかえありません。お金もいりません。本村では次のかたが任命されております。

大字柳沢八一五番地　馬場　栄一氏

一畝でも一万円

農地報償金の請求を

昨年の四月一日より「農地被買収者に対する給付金の支給に関する法律」が適用になり、農地改革で農地を買収された旧地主のみなさんにたいし、報償金が支払われていることはすでにご承知のとおりです。

しかし、本村では当初の推計で百八十件の受付件数が予定されておりましたが、十一月十日現在で百十三件の受け付けがされているにすぎません。これは全体の六十二パーセントで、残る六十七件のかたがたが、まだ請求をすませていないことになります。

この給付金についての請求期限は、来年の三月三十一日ですからせっかくの権利を無にすることのないよう、できるだけ早めに請求してください。一畝以上買収されたかたはすべて支給の対象になりますから、もれなく手続きをすまされるようお願いします。

そこで、これから手続きをなされるかたのために、この法律についてのあらましをお知らせします。

▼農地改革で農地を一畝以上買収されたかた、またはその遺族にたいして給付金を支給する。

▼給付金の額は、買収された農地の面積に反当りの単価を乗じて算出した額とするが、この場合

1、畑の面積は実面積の六割に換算する。
2、農地を買収されたが、同時に農地の売り渡しを受けた場合は、その売り渡し面積を買収面積から差し引いた面積を買収面積とする。
3、反当り単価は、
一畝以上一反までは一律一万円
一反以上一町までの分が一万円
一町以上二町までの分が一万円
二町以上三町までの分が六千円
三町以上の分が三千円とする。

▼この給付金は、国債で支給し一万円の支給分についてのみ五年償還、その他は十年償還無利子とする。

▼給付金を受けようとするかたは、昭和四十二年三月三十一日までに住所地の市町村長に請求書を提出する。

以上ですが、請求書の作成その他ほかくわしいことは係りにおたずねください。

保健所代表で 赤ちゃんコンクールに出場

昭和四十一年度十一月一日県大会に出場し、優秀な成績をおさめました。所遥奨励熊谷保健所主催による赤ちゃんコンクールに、上新田の柴田倫子ちゃん（一年七カ月）が優良児に選ばれ、村でも四月から開設いたしました健康相談室の乳児相談も、軌道にのりつつありますが、目立つことは、赤ちゃんに大変厚着をさせているおかあさんが多いことです。

厚着の害は赤ちゃんの運動をさまたげ、不きげんの原因となり、食欲もなく、ひいてはカゼも引き易くなり、幼児の発育がそこなわれることになります。

そこでだいたいの標準は、

1、さらしまたはガーゼの肌着
2、毛糸または綿ネルの下着
3、綿ネル、あわせ
4、抱く時はちゃんちゃん

これはあくまで標準ですが、結局幼児の衣服は、お金をかけてたくさん着せることよりも合理的な重ね着が大切です。できるだけ積極的に育てるように心がけることが必要です。

（写真は元気に遊ぶ倫子ちゃん）

火の用心

消火器の効力に過信は禁物！

朝夕の寒さもまして、暖房器具、含した消火器を使わないとかえって火気を扱う機会が多くなってきました。この季節は、春の乾燥期ともに毎年火災の多いシーズンです。

十一月、十一月から、秋の全国火災予防運動がはじまりますが、皆さんのご家庭でも火気の扱いには十分注意して、火災を起こさないようにいたしましょう。

また最近では、各家庭でも万一の火災にそなえて、小型の消火器を備えるようになりましたが、適

て火を強めることもあるというとですから、十分気をつけてください。

家庭用としては、大半が粉末式でエアゾール型が多いようですが小型のものですと、噴射距離が短く、有効面積はせいぜい一平方メートルくらいですから、これを全面的に信頼するのは危険です。

消火器は、その限界を心得ていて、失火したらすぐ役場か農協に連絡してください。

国民年金

保険料引き上げ 年金額も二・五倍に

国民皆年金の立役者である国民年金制度もようやく軌道にのり、本村においても各字の年金委員のご協力により、村の皆さんのご理解を得て、百パーセント適用という理想の線に近づいてまいりました。これは年金委員のご努力もさることながら、被保険者の皆さんが、国民年金への理解をいっそう深めたことで、非常に喜こばしいことです。

今後国民年金はますます充実し皆さんの老後の保障を、なおいっそう健全なものとして行くことでしょう。また国民年金は、その時代に即応していくため五年毎に検討し、その時に応じた年金額、保険料、その他を改正していきます

が、第一回の改正がこのたび行なわれたわけです。

昭和四十二年一月から、皆さんの受けられる年金額が二・五倍ぐらいに引きあげられたことについては、すでにお知らせいたしましたが、それに伴なって保険料がつぎのとおり改正されました。

三十四才以下　二〇〇円
三十五才以上　二五〇円

出費の多いおりからまことにご苦労とは思いますが、老後の給付につながるよう、納入をお願いいたします。

◆風被害、あるいは長期疾病など臨時支出が多いために、保険料納入が困難と思われるかたは、保険料の申請免除という方法もありますから役場の厚生課か、年金委員に相談してください。

税務署だより

◆税務署改築のため移転

税務署は改築のため昭和四十二年三月末日頃まで、熊谷市大字箱田三ブ一（旧市立女子高等学校跡）に移転しております。

熊谷駅前東武バス、中西循環をご利用すれば便利です。

◆振替納税を利用いたしましょう

申告所得税、法人税が預金口座から自動的に納付できる大変便利な方法です。

後日係員が納税者宅へお伺いして説明いたしますから、是非ご利用ください。（熊谷税務署）

質問にお答えします

大臣の到着時間がおくれたために、熊谷市における歓迎会出席するので、村内の巡廻ができなくなりました。

ご了解ください。

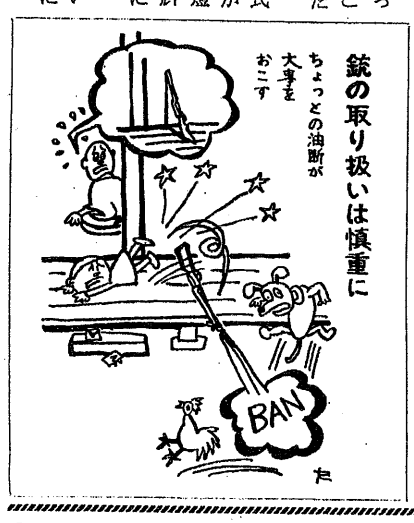

サービス券を進呈

江南村商工会

最近の諸物価の値上がりにはいちちるしいものがあります。そこで江南村商工会では、消費者の台所を少しでも豊かにし、楽しみを加え、消費者と販売業者との相互の意思の疎通を図り、その結びつきを深めてゆくために、日ごろ支援していただいた顧客に対し感謝の意をもって、江南村商工会サービス会を結成いたしました。

この加盟店では、村内商店で買物をしていただくために十二月より毎月三のつく日、八のつく日の六回をサービスデーときめました百円以上お買い上げのかたにサービス券を進呈いたしますから、江南村商工会事務所で景品と引き換えてください。（特価品、特殊品官営品は除きます。）

良い品物を安く買い、それを効果的に使い、楽しい消費生活をするために、サービス会の活用をお願いいたします。

サービス会ご優待方法

10枚で	化粧石けん、手拭い
20枚で	タオル、罐詰
30枚で	石けん3個、罐詰、粉石けん、歯みがき
50枚で	靴下、味の素、風呂敷
80枚で	醤油、湯上げタオル、バケツ(大)
100枚で	丸首シャツ、エプロン
150枚で	なべ、粉石けん、ヤカン
200枚で	夜具地1反、風呂敷、敷布
350枚で	毛布
900枚で	温泉地一泊旅行ご招待

有利な栗栽培

江南村は適地

栗栽培は、最近の極端な労力不足のおりから盛んに増植されておりますが、適地である本村としては、百ヘクタールの目標をたててはいかがかと推進しております。

また、本村で栗栽培がとり入れられるようになった理由として、兼業農家が農地の保持を目的として、老人や婦女子が農業を担当し兼業所得の増大をはかるかたちでつくられる。第二には、専業農家で農業技術の進歩や、市場競争にうちかつために規模の拡大・集約化をはかろうとする場合、労力の不足が深刻なものとなる。そこで相対的に手間がかからず生産性の高い栗がとりあげられる。つまり農業経営を有利に展開するために栗が導入されたものといえましょう。

◎経営内の位置づけ

労力対策として複合経営内にとり入れられるかぎり、経営全体として生産性が高められなければなりません。したがって労力の調整をはかると同時に、栗の特性を十分発揮できるような栽培でなくてはなりません。

◎栗は栽培果樹

シバ栗はごく一般に山林に自生し、したしみの深いもので、だれにも容易に作れるものですが、栽培栗は古くから改良、発展してきたので、シバ栗同様の放任栽培では生産は上がりません。かといってナシ、モモのように管理をしても、それに比例して生産量はあがらないものです。とくにドウガレ病対策の確立されていない現在では、いかにこの病気を出さない所が適地であるか、そうした条件を作り出すのが栽培者なのです。

以上述べたようですと栗栽培はむずかしいように思えますが、江南村は県下随一の適地であるところから、そうむずかしくはありません。

価格も東京市場で、三十年には一当り九十二円、三十五年には百三十円、三十九年は百九十七円と十年間に約二倍の値上がりを示しております。

現在の単位による収益は極めて大きいものですが、当分国内の消費に不足しており、さらに輸出に好適な果実であるため、本村の植栽面積は大きいといえましょう。